

令和3年度第3回 伊達市入札監視委員会（書面開催）議事録

1 委員会の概要

(1) 通知日

令和3年2月28日(月)

(2) 出席者

ア 委員

伊藤 宏委員、尾形省二委員、紺野明弘委員、佐藤 勉委員、
大宮博隆委員

イ 事務局

財務部長、財政課長、契約検査係長、契約検査係主査、
契約検査係主任技師

ウ 工事担当課

教育部 教育総務課 主幹

建設部 都市整備課 技査

市民生活部 防災危機管理課 副主幹兼危機管理係長

財務部 管財課 副主幹兼管財係長

産業部 農林整備課 副技幹兼農村整備係長

(3) 次第

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

- ① 市発注工事等の入札結果について・・・資料1－1 ～ 資料1－2
(対象期間：令和3年9月1日～12月31日)

- ② 入札参加資格制限措置に関する状況について・・・・・・資料2
(対象期間：令和3年9月1日～12月31日)

(2) 審議事項

- ① 抽出事案について・・・・・・・・・資料3
(対象期間：令和3年9月1日～12月31日)

- ② 抽出事案の審議について・・・・・・・・・資料4－1 ～ 資料4－5

3 そ の 他

4 閉 会

2 議事の内容

(1) 報告事項

- ① 市発注工事等の入札結果について

資料1－1、資料1－2より

- ② 入札参加資格制限措置に関する状況について

資料2より

(2) 審議事項

① 抽出事案について

資料3より

大宮委員に抽出を頂いたもの

② 抽出事案の審議について

- ・ 2021000525 伊達小学校解体工事

資料4－1より

- ・ 2021000601 保原新工業団地造成工事【東工区】

資料4－2より

- ・ 2021000632 防災倉庫新築工事

資料4－3より

- ・ 2021000596 伊達市役所庁舎地震災害復旧工事

資料4－4より

- ・ 2021000598 梁川第2排水機場2号ポンプエンジン改修工事

資料4－5より

※各委員からの質疑及び事務局回答は以下のとおり

	各委員質疑及び回答
報告事項 ①	【伊藤委員・尾形委員】 No.31～No.35 が指名競争入札になった経緯について
	【回答】 No.31 は、条件付一般競争入札で1・2・3回目とも全者が予定価格に達しなかったため不調となった案件である。 No.32～34 は、条件付一般競争入札で入札参加申請者が複数とならなかったため取りやめとなった案件である。 上記の理由から、指名競争入札へ移行した。
	【伊藤委員】 No.36・No.38 を随意契約とした理由について
	【回答】 No.36：本工事は、伊達小学校仮設校舎へ伊達市ケーブルテレビの光回線を敷設する工事である。光回線はケーブルテレビ放送の重要回線であり、保守業務を受託している相手方以外に施工させた場合、テレビ放送ができなくなるなどの支障が生じるおそれがあることから随意契約とした。 No.38：本工事は、斎場火葬炉の修繕を行うものである。相手方は当該火葬炉施設の施工者であり、独自の仕様及び技術に基づき設計製作されている設備の修繕であるため、設置者以外の者に当

	該工事を施工させた場合、確実な調整ができず安全性及び耐久性が低下し、本来の性能を継続して満たすことができなくなり斎場の運営に支障が生じる恐れがあることから、随意契約とした。
報告事項 ②	質疑なし
審議事項 ① 資料 4-1	質疑なし
審議事項 資料 4-2	【紺野委員】 JV として伊達市内の全業者が参加できるよう設定したとあるが、伊達市内の業者に限定をする必要があるのか。(工事の規模が大きいとすれば、伊達市内から業者を広げることは検討しなくて良いのか。) 【回答】 本工事は、市内業者の受注機会を確保することを目的に市内に本店・支店・営業所を有する土木工事に登録のある者による J V としたものである。そのため、入札参加資格を市外業者に広げることは検討していない。
審議事項 資料 4-3	質疑なし
審議事項 資料 4-4	【佐藤委員】 入札前に 2 者が辞退とあるが、辞退の時期は指名直後か、入札実施の直前か、辞退の時期によっては、追加指名等の措置をとることもあるのか。 公平公正に指名を行ったとあるが、その具体的な選定方法とは何か。 【回答】 辞退の時期は、入札日の前日及び 3 日前の提出であった。市では追加指名等の措置は行っていない。 指名競争入札の選定方法は、「伊達市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」に基づき、選定している。 以下、要綱の抜粋である。 (指名基準) 第 8 条 指名競争入札に参加する者を選考し、又は決定する場合の基準は、次に掲げるところによる。 (1) 有資格業者名簿に登録されている者のうち、設計金額が発注の標準となる工事等の設計金額に対応する等級に属する者のうちから指名する。ただし、

	必要がある場合は、別に定める入札参加可能範囲の範囲内における上位又は下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
審議事項 資料 4-4	【紺野委員】 復旧工事は重要な工事と思われるので、応札者が少ないのは望ましくない。市として、施設での工事であっても応札者を増やすための、何らかの対応は考えているのか。 【回答】 指名競争入札での辞退理由は、「現場代理人等の配置が困難なため」であったため、災害復旧工事の発注が重なることも考慮し、発注時期の検討や指名競争入札となる場合は、手持工事等の状況を確認し指名業者を検討する等、対応の仕方を今後検討していきたい。
審議事項 資料 4-5	【佐藤委員】 随意契約とする根拠法令は、施行令第 167 条の 2 第 1 項の何号か。 事前の調査業務を実施したことが、本工事を的確に実施できる唯一の業者であると判断する理由は何か。(事前の調査業務の調査結果報告書が、詳細に為されていれば、他の業者も工事を的確に履行できるのではないか) 【紺野委員】 「見積合わせ」とあるが、応札者以外の見積はあるのか。 仮に応札者以外の業者が補修をするとすればどの程度の費用がかかるのかについて検証はされているのか。 【回答】 根拠法令は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号である。 本工事は、ポンプエンジンの全交換ではなく、漏水箇所を改修するものであり、ポンプエンジン内の構造が複雑で製作者でなければ調査及び工事を履行できないため、製作者である相手方と随意契約としたものである。そのため、他業者との比較検証や見積り徴収は行っていない。

③ その他

・ 次回開催日 令和 4 年 6 月

④ 閉 会